

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

市町村名 (市町村コード)	山陽小野田市 (35216)	
地域名 (地域内農業集落名)	厚狭中部地区(沓山田・福正寺) (沓・山田・福正寺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月3日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手1名と地域外からの農事組合法人、自作農家で地域の農地の約半分を耕作しているが、残り半分については不耕作地が散見される。
後継者についても有り無しが半々であるため、地域内外からの担い手の確保・育成が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当面は、今の耕作者で農地を守るが、今後、高齢化や後継者がいないことにより耕作者が確保できないため、地域内外から担い手の確保・育成が必要である。
また、山際の農地は有害鳥獣被害もあるため、粗放的な管理をすることになる可能性がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.73 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.73 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域の検討を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成に基盤整備事業を行ったが、事業完了後年数が経過しているため、区画の拡大や設備の改修について、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA山口中央会が行っている農作業アルバイト(アグポシ)や草刈りアルバイト(アグカリ)を必要に応じて活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防護柵を設置するとともに、柵の管理や被害状況の確認等の体制を整える。

③スマート農業機械の導入を検討し、作業の効率化を図る。

⑦多面的機能支払交付金を有効活用し、山際の農地については、保全・管理を検討する。